

債権管理中間報告書

債権の名称	市税	所 管 課	収税課
令和7年度の 取組内容	地方税法の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を交付。その後なお納付されない場合は、催告書（4月、6月、12月）や差押予告書を送付し、納付を促している。なお、この間には財産調査も行っており、その結果により預貯金の差押えを実施した。また、預貯金口座の調査結果から給与や生命保険解約返戻金等の他の債権が発見されれば、速やかに差押えを実施した。このほか、係内に不動産及び自動車・搜索の各PTを設け、債権差押えと並行して定期的に調査、差押えを実施した。		
令和7年度の 取組結果	令和7年度の徴収率は現年課税分99.55%（前年度比0.01%減）、滞納繰越分35.49%（同2.70%増）、合計99.05%（同0.01%増）となり、現年課税分と合計の徴収率は目標値を達成することができなかった。 令和5年度から令和6年度にかけて現年課税分の徴収率が減少していたことから、現年課税分のうち高額滞納案件を抽出し、通常のスケジュールより早めの調査及び預金差押えを実施。約816万円の税収を確保することができた。また、12月から1月にかけて搜索の実施を計画。搜索の実施には至らなかったが、予告書の送付や滞納者自宅への臨場により約287万円の税収を確保することができた。 なお、公売については、軽自動車及び普通自動車については差押予告やタイヤロックにより、不動産については差押え・公売予告により完納となったため、実施していない。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	現年課税分の徴収率下落に歯止めをかけること、債権管理目標値達成が課題であるため、次のとおり重点的に取り組む。 高額な現年課税分滞納案件は、市県民税・固定資産税の各第2期納期限後に財産調査・預金差押えを開始する。 軽自動車及び普通自動車の差押えに当たっては、事前の内債調査の精度を高め、タイヤロック、公売の実施につなげる。 表見財産を発見できない滞納案件について、12月から1月の間に搜索が実施できるよう、早期に対象案件の選定、調査等の準備に着手する。		

債権管理中間報告書

債権の名称	介護保険料	所 管 課	介護福祉課
令和7年度の 取組内容	・ 65歳の新規資格取得者を重点的な対象とし、滞納額が高額となる前に早期の訪問、差押え等を行った。 ・ 新規資格取得予定者に対し口座振替の推進		
令和7年度の 取組結果	・ 令和7年度収入率は現年分 99.81%、滞納繰越分 39.12%となり、全体で 99.49%（前年比+0.08%）となった。 ・ 令和7年度目標に対して、全体の収入率、収入未済額とも達成。 ・ 年間の財産調査件数 400 件、差押件数 40 件。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・ 現年、全体の収入率は前年より上昇しており、取組内容が結果に現れてきていることから、引き続き、新規資格取得者への早期の訪問、財産調査、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処することで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・ 年間の差押件数 45 件、財産調査件数 350 件を目標とする。		

債権管理中間報告書

債権の名称	国民健康保険料	所 管 課	国保課
令和 7 年度の 取組内容	・ 弁明の機会付与通知書発送（初年度） ・ 各期督促状発送（地方税法の滞納処分の例による） ・ 催告書発送（3 回） ・ 職員・相談員による申告勧奨（訪問）及び納付勧奨（架電） ・ 財産調査、差押え、交付要求（執行機関：県）を実施。 ・ 滞納外国人に対する、多言語化の催告書作成及び発送。 ・ 出入国在留管理局（高松）へ滞納外国人に対する情報提供要領策定（施行日：R8. 4. 1）。 ・ 国民健康保険料（後期高齢者医療保険料）の完納証明書発行のための事務取扱要領の策定（施行日：R8. 4. 1）。 ・ 関係各課との情報共有（主：収税課・介護福祉課）		
令和 7 年度の 取組結果	・ 滞納処分件数：211 件（後期高齢者医療保険料分を含む） ←目標件数：200 件 【内訳】預貯金 148 件、生保（共済）契約 32 件、給与 24 件、 交付要求 8 件、その他 9 件 ・ 財産調査件数：1, 172 件←目標件数：900 件		
令和 8 年度に 向けた 課題と対策	【課題】令和 9 年度より愛媛地方税滞納整理機構へ、一部国保料の徴収移管実施に向けた、移管事務（要領）の策定。 ⇒（対策案）収税課による移管事務要領を参考に策定予定。 【課題】特別療養費支給に関する滞納解消に向けた事務処理要領の策定。 ⇒（対策案）催告書と同等扱いとするか否か（納付機会の折衝拡充）。 【課題】eL-QR（国保料）について、システム改修に伴う市内部の対応協議（企画部等）に参加。 ⇒（対応案）納付方法の拡充に伴うため積極的に参加予定。 ただし、システム改修が伴うため導入時期は要検討。 【課題】外国人の前納制度について、国の方針が決まり次第、方針決定のための協議（日立・企画部など）。 ⇒（対応策）制度運用及び改修費用が伴うため、企画部などと要協議。 【課題】人事異動に伴う、着任者のスキルアップ（徴収事務・粗暴者対応等）。 ⇒（対応策）人材育成に時間を要す。		

債権管理中間報告書

債権の名称	後期高齢者医療保険料	所 管 課	国保課
令和7年度の 取組内容	・文書催告を令和7年度より年3回（5月・9月・12月）発送。 ・新規資格取得者に対し口座振替の推進。 ・後期高齢者医療係が所管していた財産調査・差押え等の滞納整理事務の一部を徴収係に移管し、両係が相互連携することで、国保料と後期高齢者医療保険料の一元的な債権管理の推進を図る。 ・徴収係相談員による納付勧奨（訪問、架電）。 ・滞納者に対しては、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。 ・収納率99.54%（現年99.7%、滞納繰越65.0%）を目標とした。		
令和7年度の 取組結果	徴収係に財産調査・差押え等滞納整理事務の一部を移管したことで、財産調査・差押件数が大幅にアップした。 また、催告書の発送回数の増加に合わせ、催告に反応した滞納者の納付や電話での納付勧奨も増加した。 これらの取り組みの結果、収納率は99.69%（現年99.83%、滞納繰越69.84%）と目標値を上回った。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・令和7年度と同様に年3回の文書催告を行う。 ・新規資格取得者に対し口座振替の推進。 ・今後も徴収係、後期高齢者医療係の両係が相互連携することで、国保料と後期高齢者医療保険料の一元的な債権管理の推進を図る。 ・滞納者に対しては、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。 ・収納率99.76%（現年99.85%、滞納繰越69.90%）を目標とする。		

債権管理中間報告書

債権の名称	生活保護費返還金・ 徴収金	所 管 課	生活福祉課
令和7年度の 取組内容	・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務のノウハウの継承 ・課内でのヒアリングや進行管理を実施、新規債権に発生防止		
令和7年度の 取組結果	・保護費からの徴収金相殺を推進し、債権回収に努めた。 ・債務者に対する催告書の送付。 ・昨年度と比較すると、悪質な不正受給や、CWが把握できていなかった受給予定の年金などから収入率が減少してしまった。CW個人での管理ではなく、全体での管理や課内でのヒアリングの強化が必要だと考えられる。 ・適切に不納欠損された債権として、国庫負担金の請求に2件を計上することができた。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・被保護者に対して生活保護制度の十分な理解を求め、収入申告を徹底させ、新規債権の発生防止に努める。 ・定例家庭訪問の際の納付勧告 ・国庫負担金の請求3件を目標とする。 ・悪質な不正受給に対する刑事告訴 ・現年度発生債権の収入率 85%		

債権管理中間報告書

債権の名称	保育所使用料	所 管 課	こども保育課
令和 7 年度の 取組内容	◎口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。 （令和 6 年度 3 月時点：保育料納入対象者 695 人中口座振替利用者 556 人） ◎現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。 ・分割納付等の納付誓約書受理件数：5 件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：5 件 ・年間差押え件数：5 件、財産調査：10 件		
令和 7 年度の 取組結果	・令和 7 年度 3 月時点：保育料納入対象者 715 人中口座振替利用者 573 人 ・分割納付等の納付誓約書受理件数：0 件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：4 件 ・年間差押え件数：0 件、財産調査：0 件		
令和 8 年度に 向けた 課題と対策	・引き続き、口座振替の案内を強化する。 ・高額滞納者については、児童手当の充当について案内して支払いを促し、分納誓約書と児童手当の充当にも応じない場合は、差押や財産調査を行っていく。 ・滞納者をピックアップし、高額滞納者については直接ヒアリングを行い、状況によって差押えや財産調査も検討していく。		

債権管理中間報告書

債権の名称	下水道受益者負担金等	所 管 課	企画経営課
令和7年度の 取組内容	・当課で取り扱う強制徴収公債権と私債権の違いを含む、滞納整理に関する基礎知識の向上が図れた。 ・新規の滞納者に対する折衝で毅然とした対応を行うことで、自主納付につなげた。		
令和7年度の 取組結果	・現年・過年ともに収入未済額及び収納率ともに目標率を達成できていない。 ・収入率も前年に比べて下がっている。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・収入未済額の縮減。 ・組織的な債権の適正な管理の推進。 ・債権管理・回収業務のノウハウの継承。		

債権管理中間報告書

債権の名称	下水道使用料	所 管 課	企画経営課
令和7年度の 取組内容	・滞納早期に催告し、現地訪問等の徹底 ・委託事業者との定期的な会合を行い、情報共有を図った。		
令和7年度の 取組結果	・長期滞納者に対して、催告等で交渉を続けたが、目標値に及ばなかった。 ・滞納者に対して定期的に督促状及び催告書を送付することによって未収金の削減に努めた。 ・委託業者と協力して、滞納者対応を行い、債務承認を促すとともに、分納誓約を定期的に提出するよう指導し、消滅時効進行を予防した。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・滞納者への早期に催告の徹底を行い、未収金の発生を防ぐ。 ・悪質の滞納者には、財産調査・差押え等を実施し、債権回収を図る。		

債権管理中間報告書

債権の名称	老人ホーム費負担金	所 管 課	介護福祉課
令和7年度の 取組内容	収入未済となった1件について、法定相続人を確定させるため戸籍調査を行ったが、未支給年金を受給できる遺族がいなかった。消滅時効による不納欠損の手続を行う予定である。		
令和7年度の 取組結果	現年度分については、負担金の未納が発生しないよう、各施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握した。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	現年度分については、施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握し、引き続き現年度分収入率100%を目標とする。		

債権管理中間報告書

債権の名称	児童扶養手当返還金	所 管 課	こども未来課
令和7年度の 取組内容	・ 文書、電話等による継続的な納付指導の実施 ・ 新規の債権者への早期対応 ・ 課内での情報交換及び協力体制の確立		
令和7年度の 取組結果	・ 令和7年度の新規の債権について、6件中2件は完済、残りの4件は分割納付となったが、現在生活保護受給中及び令和8年1月まで生活保護を受給していた者については納付が滞っている。 ・ 滞納繰越分の債権については、納付が滞っている者に対し、催告書兼法的措置予告書を送付した。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・ 新規の債権について、早期着手に取り組み、現年度分の収入率100%を目標とする。 ・ 継続的に電話や文書で連絡を取り、未納付の期間が長くないようにする。また、連絡が取れない場合は、訪問や催促を行う。 ・ 課内での情報交換及び協力体制を確立する。		

債権管理中間報告書

債権の名称	平尾墓園管理料	所 管 課	環境政策課
令和 7 年度の 取組内容	・督促状を送付し、納付を促進。 ・返送分については、住所を調べ、判明次第再送付。 ・滞納者へ随時、電話又は訪問催告し、納付を促進。また、電話がつながらない使用者へは住所地へ訪問し、在宅であれば連絡先の聞き取りを行い、連絡がつくように情報を整理。 ・催告書を 1 月に送付。 ・令和 7 年度から口座振替を導入した。		
令和 7 年度の 取組結果	・収入率 98.18%、収入未済額 142,500 円となっており、目標である収入率 98.14%、収入未済額 145,000 円を達成した。 ・管理料の支払いに口座振替を導入し、令和 7 年度請求件数 3,023 件に対し、約 33%の 1,008 件について口座振替での請求ができた。		
令和 8 年度に 向けた 課題と対策	・現年分の収入率 99.19%を目標に催告を行う。 ・滞納者に対し、電話及び訪問催告を行う。 ・口座振替の導入について引き続き周知を行い、口座振替登録者数の増加を図る。 ・使用許可の取消しを検討すべき使用者について、適正な債権管理を行う。		

債権管理中間報告書

債権の名称	し尿処理手数料	所 管 課	廃棄物対策課
令和7年度の 取組内容	・現年度分の未納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促した。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を図った。		
令和7年度の 取組結果	令和7年度分については、目標値には届かなかったものの高い収入率（99.60％）となった。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・現年度分の滞納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促し、適切に時効管理を行い、収入率100％を目指す。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を行い、夜間に管理職と同行訪問するなど、収入率向上に取り組む。		

債権管理中間報告書

債権の名称	土地建物貸付料	所 管 課	管財課
令和7年度の 取組内容	長期滞納者に対して、催告書を3回交付し、うち2回は訪問により催告を行った。 令和5年度分は7月に支払われたが、令和6・7年度は未納となっている。		
令和7年度の 取組結果	目標値（収入率 100%）が達成できていないのは、十分な指導ができていないことが要因であり、督促業務に対する能力及び取組姿勢が不足していると認識する。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	長期滞納者は面談時に支払うと口頭では約束するが、支払われない状態が続いており、適切な催告の方法を検討する。		

債権管理中間報告書

債権の名称	診療報酬返還金	所 管 課	国保課
令和7年度の 取組内容	・ 早期に電話、文書等による督促及び催告を行い、滞納の解消に取り組んだ。 ・ 長期の滞納に対しては訪問催告を実施した。		
令和7年度の 取組結果	・ 前年度からの滞納者については、電話や訪問による催告を行い、うち1件は分納誓約書を受領し、計画通り納付できている。 ・ 県外在住の滞納者は、戸籍謄本等の交付請求を行い、現住所へ催告書を送付したが反応なし。今年度中に時効を迎える。 ・ 社会保険との保険者間調整に時間がかかるため目標には届かなかったものの、徴収率は90%以上を確保しており、継続的な取り組みの成果が認められる。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・ 現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。 ・ 返還金が高額で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、申請書及び同意書の提出を依頼する。		

債権管理中間報告書

債権の名称	高額療養費返納金	所 管 課	国保課
令和7年度の 取組内容	・電話、文書等による督促及び催告を行い、滞納の解消に取り組んだ。 ・長期の滞納に対しては電話催告を実施した。		
令和7年度の 取組結果	・現年分、戻入分については、収入率100%となった。 ・滞納繰越分については、電話での催告後に納付書を郵送、ないし、分納誓約書の提出があったものの、どちらも納付にまでは至らなかった。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。収入率100%を目標とする。 ・滞納繰越分2件については、電話、文書等による返還依頼を定期的に続ける。可能な範囲で来庁を促し、一括納付が難しい場合は分納誓約書の提出依頼を検討する。		

債権管理中間報告書

債権の名称	災害援護資金貸付金	所 管 課	地域福祉課
令和7年度の 取組内容	なし		
令和7年度の 取組結果	なし		
令和8年度に 向けた 課題と対策	滞納者の現況調査を行い、死亡している場合は、相続人調査を行う。 支払いが可能な方には、引き続き支払いを依頼。		

債権管理中間報告書

債権の名称	公立保育園副食費	所 管 課	こども保育課
令和7年度の 取組内容	・口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。 (令和6年度3月時点：保育料納入対象者254人中口座振替利用者234人) ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。 (令和6年度6月1日時点：滞納者4名) ・現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。		
令和7年度の 取組結果	・令和7年度3月時点：副食費納入対象者279人中口座振替利用者250人		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・引き続き、口座振替の案内を強化する。 ・高額滞納者については、児童手当の充当について案内して支払いを促す。 ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。		

債権管理中間報告書

債権の名称	ひとり親家庭医療費 返還金	所 管 課	こども未来課
令和7年度の 取組内容	・ こども未来課の窓口や市役所庁内に滞納者が訪れた際に、分割納付書を手渡し、その場で少しでも返納できるように取り組んだ。 ・ 早期に電話、文書等による督促及び催告を行うとともに、滞納者がこども未来課窓口を訪れた時に納付を促すことで、現年度分収入未済額の解消に取り組んだ。		
令和7年度の 取組結果	・ 現年度債権についてはこれまで通り、電話や文章等で早期の返納を働きかけることで、現年度分収入未済額の解消に取り組み滞納はなかった。 ・ 過年度繰り越し分の収入未済額については、引き続き、滞納者がこども未来課の窓口や市役所庁内に訪れた際に、分割納付書を手渡して支払いを案内したが支払いができない状況であったためその場で返納できなかった。納付書を送付しても入金がなかった。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・ 現年度債権についてはこれまで通り、電話や文章等で早期の返納を働きかけることで、現年度分収入未済額の解消に取り組む。 ・ 過年度繰り越し分の収入未済額については、引き続き、滞納者がこども未来課の窓口や市役所庁内に訪れた際に、支払いを依頼してその場で支払い頂くよう案内する。 ・ 納付書を送付した場合は納付に合わせて電話連絡をして対応いただけるよう案内して少しでも返納いただけるようにする。		

債権管理中間報告書

債権の名称	住宅新築資金等貸付金	所 管 課	人権擁護課
令和7年度の 取組内容	【令和7年度実績】 ・収入率 2. 1 0 % ・収入未済額 1 0 6 , 6 3 3 , 7 2 4 円 【取組内容】 従来どおりの臨戸徴収及び納付催促等の継続、納付が滞っている滞納者に対しては、増額指導等を行った。		
令和7年度の 取組結果	令和7年度は収入額 2,292,000 円、収入率 2.10%、収入未済額 106,633,724 円であった。 【収入率】目標値 2. 1 3 % → 決算実績 2. 1 0 % 【滞納者数】27人 → 27人（7年度中の完納者なし） 残額通知の送付や納付催告等により納付意識の活性化を図ったが、収入率の目標値を達成することはできなかった。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	従来どおりの臨戸徴収及び納付催促に加え、借受人が死亡しているケース等については、相続人に対して相続の意思確認を行い、債権放棄の可能性を検討する。 また、抵当権を設定しているケースについては、競売の実効性について個別に精査し、法的措置に向けた検討を行う。		

債権管理中間報告書

債権の名称	市営住宅家賃	所 管 課	建築住宅課
令和7年度の 取組内容	・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝した。		
令和7年度の 取組結果	・滞納を長期化させない状況作りができたが、現年収入率は99.37%と目標を達成できなかった。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化したことで、一括納付又は分納による納付の件数が増え、滞納者数は減少した。ただし、滞納繰越収入率は13.84%と目標を達成できなかった。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。		

債権管理中間報告書

債権の名称	市営住宅共益費	所 管 課	建築住宅課
令和7年度の 取組内容	・指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を共益費でも実施し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝した。		
令和7年度の 取組結果	・滞納を長期化させない状況作りができ、現年収入率が98.75%と向上したが、目標値は達成できなかった。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化したことで、一括納付又は分納による納付の件数が増え、滞納者数は減少した。また、滞納繰越収入率は20.48%と目標を達成できた。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を増加させ、滞納繰越額を増加させない。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。		

債権管理中間報告書

債権の名称	市営住宅駐車場使用料	所 管 課	建築住宅課
令和7年度の 取組内容	・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。		
令和7年度の 取組結果	・滞納を長期化させない状況作りができたが、現年収入率は99.21%と目標を達成できなかった。なお、滞納繰越は収入率100%と目標を達成した。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率 100%を目標とし、滞納者数及び滞納繰越額を増加させない。		

債権管理中間報告書

債権の名称	放課後児童クラブ 実費徴収金	所 管 課	学校教育課
令和7年度の 取組内容	文書・電話催告に応じない滞納者については、夜間訪問を行い、「児童手当に係る学校給食等の徴収等に関する申出書」を記入いただき、児童手当から充当し、滞納の解消に努めた。		
令和7年度の 取組結果	令和6年度の過年度滞納徴収率 100%となったが、令和7年度は4名（2世帯）滞納となってしまった（納付確約がとれていることから、令和8年6月には4名分の徴収が完了するものと思われる）。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	アプローチをしても、強制徴収できないことから、これからは担当者を悩ますことになると思われる。また、利用停止が現実的に困難であることから、たとえば2か月連続で滞納した場合、「児童手当に係る学校給食等の徴収等に関する申出書」を記入してもらうようにすることも検討している。		

債権管理中間報告書

債権の名称	奨学資金貸付基金貸付金	所 管 課	学校教育課
令和7年度の 取組内容	滞納が発生した時点ですぐに催告等行うようにした。		
令和7年度の 取組結果	滞納者が1名となり、現在、来庁納付中である。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	今後においても、新規滞納が発生した時点で積極的に催告等を行っていく。		

債権管理中間報告書

債権の名称	しらうめ入学準備金貸付基金貸付金	所 管 課	学校教育課
令和7年度の 取組内容	滞納が発生した時点ですぐに催告等行うようにした。		
令和7年度の 取組結果	滞納者が2名となったが、うち1名は来庁納付を行っており、令和8年度中には完納見込みである。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	新規滞納が発生した時点で積極的に催告等を行っていく。過年度滞納者1名については、年1回は自宅へ訪問し債権回収を試みるが、連帯保証人からも徴収が厳しい状況であるため、収税課と相談しながら、債権回収を行っていきたい。		

債権管理中間報告書

債権の名称	水道料金	所 管 課	企画経営課
令和7年度の 取組内容	・委託業者の意見を参考に債権回収の可否の判断を行い、回収困難と判断された水道料金については、債権放棄及び不納欠損処理を一連の手続きに基づき実施した。 ・滞納早期に催告で対応し、給水停止などを実施することにより、高い徴収率を目指した。 ・口座振替の推進		
令和7年度の 取組結果	・債権放棄及び不納欠損処理に関しては、債権管理委員会や議会対応など全体として問題なく業務を行うことができた。 ・徴収率は、例年並みの高い水準で推移している。 ・長期滞納者に対しては、給水停止を実施し、未収金発生の未然防止に努めている。 ・滞納者に対して定期的に督促状及び催告書を送付することによって未収金の削減に努めた。 ・口座振替の普及率は引き続き高い水準で推移している。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	・現年の徴収率の向上を図るため、給水停止の実施前に、催告等による早期対応によって滞納者に徴収を促すことを徹底する。 ・高齢者等の社会的弱者に配慮しつつ、給水停止の徹底を行い、徴収率の維持に努めることとする。		

債権管理中間報告書

債権の名称	水道施設等破損補償費	所 管 課	工務課
令和7年度の 取組内容	債務者に対して電話連絡を行い、納入を促した。		
令和7年度の 取組結果	2件の債務者のうち、1件は電話が不通であり、もう1件は支払い意思なし。		
令和8年度に 向けた 課題と対策	納期限が過ぎたものについては、速やかに電話・訪問催告等を行い、早期納入に努める。		